

健康企業宣言への参加について

Q 「健康企業宣言」は誰が行うのですか。

「健康企業宣言」は、事業主が健康づくりに取組む姿勢を宣言するものです。この取組みは、事業主のリーダーシップが重要であり、自らが、事業所の健康づくりの現状を確認し、その課題に取組む必要があります。

Q 「従業員」とはどの範囲までを指すのですか。

「健康企業宣言」でいう「従業員」とは、労働基準法で規定された「使用者の指揮命令を受けて労働し賃金を支払われる者」のことを指します。通常の労働者の他、常時使用される短時間労働者（契約職員やパート勤務者）を含みます。

Q 「健康企業宣言」に取組むにあたって、従業員の同意が必要ですか。

「健康企業宣言」は、事業主が宣言するもので従業員等の同意は必要ありません。しかしながら、事業所の健康づくりには、事業主と従業員が連携して取り組むことが重要です。

Q 健康保険組合に加入する事業所は必ず「健康企業宣言」をしなければいけないのでしょうか。

「健康企業宣言」は義務ではありません。しかし、健康企業宣言をきっかけとして職場の健康づくりに取組むことにより、従業員の健康増進につながるものと考えます。

Q 「健康企業宣言」は健康保険組合の加入事業所を単位として行うということですが、一括適用事業所においては、承認前の事業所を単位として行うことは可能ですか。

健康企業宣言の取組みにあたっては、加入事業所単位で行うこととなります。したがって、一括適用事業所を「1企業」として取組むこととなります。

Q 「健康企業宣言」に参加するための手順、手続はどうなりますか。

「健康企業宣言」への参加を検討・希望する場合は、次の手順により手続をお願いします。

- ① 事業主自ら、「健康企業宣言チェックシート Step1に基づいて職場の健康づくりの現状を確認。
- ② ①により「取組む課題」を決定。
- ③ 「健康企業宣言 Step1 FAX 申込書」を当健康保険組合へFAXにより提出。
- ④ 提出を受けた当健康保険組合は申込書を確認し、東京連合会へ回送。）

Q 「健康企業宣言」への参加を検討していますが、費用（お金）はかかりますか。

健康企業宣言の参加にあたって、費用はかかりません。

Q 東京都以外の加入事業所は、対象外となるのですか。

当健康保険組合の加入事業所であれば、東京都以外の事業所であっても参加は可能です。

Q 健康企業宣言ができる事業所の従業員数に下限・上限はありますか。（例えば、1人又は2人の事業所でも可能か。）

健康保険組合の加入事業所であれば、人数の多い少ないに関係なく参加は可能です。

Q 本社（又は支店）のみで参加できますか。

健康企業宣言は企業全体で実践していただく必要があります。したがって、本社（又は支店）のみで参加することは原則できません。

Q 健康企業宣言に参加しましたが、達成出来なかった場合はどうなるのですか。

達成基準を満たさなかった場合は、改めて「宣言の証」が交付されますので、継続して取り組みましょう。もし、取組みが継続してできなくなった場合は、辞退届けを提出することで中止することができます。

Q 宣言をしていた事業所が吸収合併により消滅しました。新事業主が継続して健康企業宣言に取り組むといった場合、改めて応募するのでしょうか。

改めて応募いただくこととなります。また、健康企業宣言をしていた消滅事業所につきましては、辞退届けを提出いただくこととなります。